

## 令和元年 第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第4回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和元年9月20日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 令和元年9月 定例会 (第4回)

第4回継続会

## 本会議 会議録

令和元年9月20日

水 卷 町 議 会

# 令和元年 第4回水巻町議会 第4回継続会 会議録

令和元年 9月20日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和元年第4回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

## 日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

9月17日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第24号 二町営住宅外部改善（3号棟）工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第25号 二町営住宅外部改善（4号棟）工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第26号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決いたしました。

陳情第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書については、賛成多数で採択しましたことをご報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

9月13日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第23号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第26号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成多数で可決い

たしました。

以上、報告を終わります。

**議 長（白石雄二）**

決算特別委員長。はい、船津委員長。

**決算特別委員長（船津 宰）**

9月6日、9日の決算特別委員会において、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

認定第1号 平成30年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第2号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第3号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定いたしました。

認定第4号 平成30年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定については、賛成全員で認定いたしました。以上、報告を終わります。

**議 長（白石雄二）**

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## **日程第2 認定第1号**

**議 長（白石雄二）**

日程第2、認定第1号 平成30年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**7番（古賀信行）**

私は反対の立場から意見を述べます。これはですね、まともに金が、無駄遣いされている点

がいっぱいありますけれど、2、3しか述べません。あげればきりがありませんから。それはですね、平成30年5月14日に入札された猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第2期工事監理業務委託料が118万8千円。それから、5月18日に入札された水巻町総合運動公園照明設備等改修工事実施設計業務委託料が、291万6千円。それから、6月25日に入札されたえぶり小学校給食室奥駐車場整備実施設計業務委託料97万2千円。以上の3件とは別に、多額の設計調査費が使われているわけですね。また、4月23日入札の水巻町図書館・歴史資料館空調設備等改修工事実施設計委託業務594万ですね。

このように民間企業では考えられないようなですね、だからそういう、なんでサッシ取り換えるのに設計がいるか。そうでしょう。みなさんの家庭で窓ガラス取り換えるとき、設計なんかしないでしょうが。業者呼んで、これ取り換えてくださいって言って。そしたらサッシの大きさ決まっていますから、建具屋さん見たら、あ、このサイズです、とって取り換えてくれるんですよ。

私も民間大手で長いこと働いてきましたけれど、ほとんど工場はアルミじゃなくて鉄のサッシなんですよ。それは、アルミは案外もろいんですよ。錆が出てですね。鉄の窓越しにペンキを塗って、ガラスはめ込んでいるんです。それで建具屋さん呼んで、この並び取り換えてくださいと言ったら、何枚ですねってそれでいいんですよ。委託する会社のほうは、設計なんかしませんよ。何でこんなお役所は無駄遣いをするんだろうかと思うんです。

それから公園の照明を取り換えるのに291万、みなさんの家庭でそうことしますか、しないでしょ。お役所はこんなこと平気でやってのける。ですね。

これで設計調査に約5千万使われているんですよ。そういう設計したかったら、水巻町に1級建築士がいるんだから、1級建築士にやらせればいいんですよ。

私がいつも指摘するように、やっぱりそういう無駄遣いと、役場の職員をうまく使いきっていない。

私は平成30年5月、和歌山県みなべ町に行ってきました。そして私は行ったら、必ず町長か総務課長か、いないときはほとんど町の幹部と会ってきます。いきなり、私、飛び込みで行ってくるんですよ。そして平成30年行ったとき、和歌山県のみなべ町では、副町長の部屋が開いていたんです。そして職員が脚立持って来て電灯を取り換えているんですね。副町長が言われるには、職員ができることは町の職員にやらせます、ということです。水巻町は庁舎内の電球が切れたら、電球は支給するかもわかりません。そして取り換えるのはおそらく業者と思うんです。そのように、やっぱり役場の職員ができることは役場の職員にやらせる。

それからもう1点は、入札です。私、議員にならずずっと言ってきました。私は、町に登録した業者があれば、一般競争入札すべきだと思います。まだ述べればたくさんありますけれど、以上の点を述べて、私は平成30年度の決算に反対いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。

認定第 1 号 平成 30 年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

決算額は歳入で約 96 億 7 千万円、歳出で 92 億 4 千万円、前年度に比べ、歳入歳出とも約 8 パーセント減、歳出では額にして約 8 億円の減少となっております。歳出決算を性質別で見ますと、投資的経費の普通建設事業費が前年度に比べ、約 8 億 4 千万円減少しており、歳出全体の約 8 億円の減は、まるまる普通建設事業費の減だったことがわかります。

その主なものが、地方創生の名のもとに周遊拠点整備や特産品センターの建設、小中学校へのエアコン設置やトイレ改修などで、前年度、いかに多くの建設事業を行なったかがわかります。

同時に、町債の額をみますと、平成 28 年度までは 60 億円台だったものが、平成 29 年度より 70 億円を突破し、平成 30 年度では 74 億円まで増加しました。財政運営に借金は必要不可欠ですが、今後の人口減によります交付税の減少などを想定するならば、現在取り組んでいる水巻駅南開発事業での駅前広場の建設などは、駅利用者が減少傾向にあるもとで、わが町の身の丈に合った事業規模にする必要があると考えます。今後の計画について、早めの議会への具体的な報告と、議会での十分な議論を求めます。

町がきれいになることは住民にとってうれしいことです。しかし、安倍政権のもと年金削減、国保税の値上げ、消費増税等、次々と社会保障は削減され、格差と貧困が進み、町民の暮らしは日々厳しくなっています。町民誰もが、ハード面もですが、それ以上に教育や福祉の充実を強く求めているのではないのでしょうか。

監査委員の意見に、「定住促進の奨励金と同時に、定住メリットの積極的な周知や、複合的な施策を取り入れるように」とありました。わが党は、定住メリットになりうる一つとして、教育や福祉に思い切った予算を振り向け、子どもたち一人一人が大切にされ、保護者との信頼関係が強い学校現場を作ることがその一つになりうると思います。

現在、当町の学校現場が抱えている悩みがあるとするならば、その解決に思い切った予算を振り向けることが必要なのではないのでしょうか。教員が子どもたちにじっくりと向き合えるゆとりある教員数、十分なスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置で、それぞれの教員の教育力が存分に発揮される学校を作っていただきたいと考えます。学校現場が望む人的配置に多くの予算を振り向けることに、町民のだれの反対があるのでしょうか。

格差と貧困の社会は、子どもに直接影響し、教育格差を広げます。当町では今後、商業施設が次々とオープンし、法人税収入や地代収入が見込まれるものと思われます。そして、それらは定住促進にも効果を及ぼす可能性があります。是非、これらの税収増分は、教育や福祉に振り向けていただきたいと考えます。

監査委員の言われた「取り組む事業の、住民にとっての優先順位等を十分考慮し、適切な計画実行に努めていただきたい」とのこの意見を執行部は重く受け止め、今後の当町の未来像を、住民の声と現場の声に基づいて描き実行していくことを、わが党も支援し、議員としてともに努力することを述べ、討論といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行ないます。認定第1号 平成30年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

**日程第3 認定第2号**

**議 長（白石雄二）**

日程第3、認定第2号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

**5番（岡田選子）**

5番、岡田選子です。認定第2号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行ないます。

本決算は、平成30年度より国保が県単位化された初めての決算です。以下、4点について指摘をし、反対討論といたします。

まず1点目は、これまで医療費は、医療の高度化に伴い、増え続けるとの説明がありました。しかし、当町の医療費は平成28年度から3年間減り続けており、平成30年度は一人当たりの医療費までもが下がっています。

そして、その反面、国保税収入は、加入者の減と低所得の加入者が多いため、減ってはいますが、一人当たりの国保税は高くなっています。医療費は減っているのに、税負担は重くなっている。そのうえ、平成31年度から3年間、今後10年間、国保税は値上がり続けるというのですから、住民の納得は得られないと考えます。



2点目に、県からの支出金をみますと、共同安定化事業を行っていた県単位化以前のほうが、県単位化後より支出が多かったという点です。当町にとっては、県単位化しないほうがよかったのではないのでしょうか。

3点目は、赤字補てんの繰入金についてです。県への納付金は、県からの激変緩和措置に対する不安もあり、今後増大する可能性がある。また、一般会計から繰入金をしているため、実質赤字との説明がありました。しかし、当町の4人に1人が加入する国保という社会保障を支えるために町が不足額を補てんすることは当然のことだと考えます。

町の人々の健康のために健康課は、他町にはない取り組みを行ない、保健師は地域を担当し、日々回っています。また、特定健診の受診率を上げるために、毎年涙ぐましい努力をしています。町民も健康年齢を引き上げるために、自己努力をしている方がたくさんおられます。町の繰り入れをしないと採算が合わないのは、国保加入者が悪いのではなく、国が国庫負担を減らし続けたのが原因であることは、周知の事実です。全国知事会が国に1兆円の負担の増額を求めているのもそのためです。しっかりと全国町村長会、全国議会議長会等を通じて、国に引き続き強く国庫負担の増額を求めていただきたいと思います。

最後に、住民の生命は町が守るのは当然ですが、住民の医療にかかる権利を町が奪うことはやめるべきです。資格証の発行はやめていただきたい。保険証がないばかりに受診を遅らせ、重症化し、医療費が高くなっている事実があると考えられます。そうであるなら、資格証の発行は逆効果です。早く病院にかかっていた後で、丁寧な納税相談を進める方法に切り替えていただくことのほうが、住民との信頼関係を深め、滞納を減らすことにつながるものと考えます。以上述べまして、反対討論といたします。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第2号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### **日程第4 認定第3号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第4、認定第3号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

#### 5番（岡田選子）

認定第3号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行ないます。

平成29年度より、保険料の所得割額の低所得者に対する軽減特例の見直しが行われました。平成29年度には5割軽減が2割軽減に、平成30年度はすべての軽減が廃止されたのに加えて、均等割額も7割軽減が5割軽減へと見直しされました。

このことによって、当町においては合計540人の後期高齢者の方たちが軽減特例の見直しの対象となり、合計409万円保険料負担が重くなったという事実があります。

このようなもとの、全国的に保険料の差し押さえなどの滞納処分が9年間で約8倍に増えていることもわかってきました。保険料が払えずに滞納になっているのは月に1万5千円程度の年金か、無年金などの低所得の方たちです。安倍首相は、「高齢者に負担を押し付けるものではない」と言いながら、「全世代型社会保障の実現」との掛け声で、均等割額の7割軽減に続いて9割軽減の特例措置を7割軽減にしようとしております。これ以上、高齢者の負担を増やすべきではありません。負担増と差別医療を押し付け、2008年の制度導入後、5回の保険料値上げをしている後期高齢者医療制度に反対をいたします。本決算の認定には反対をいたします。

#### 議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第3号 平成30年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第5 認定第4号

#### 議長（白石雄二）

日程第5、認定第4号 平成30年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についてを、議題

といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

#### 5 番（岡田選子）

認定第 4 号、平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定につきまして、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行ないます。

水道代が安くなりました。それと比較すると下水道代が高いとの声を最近よく聞くようになりました。特にひとり暮らしの高齢者の皆さんにとって、負担が重いようです。

現在の 10 立法メートル 1 千 400 円までの基本料金設定を含め、料金体系の見直しも今後の検討課題であるとのこと。基本料金の設定をやめ、使った分だけの料金設定で低所得の方々の負担にならないような見直しをしていただきたいと思います。

また、流域下水道の処理費用は、現在 1 立法メートル 120 円。これも、処理量が増えれば安くなるとの答弁がありました。是非、この点でも引き続き努力していただくことを求め、賛成討論といたします。

#### 議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

#### 7 番（古賀信行）

私は、反対の立場から意見を述べます。なんでかと言いますと、水巻の流域面積の割には下水道の職員が多すぎると思います。私は一昨年、長野県の下條村に行って来ました。そして、前村長と話をすることができました。彼は民間の会社を経営しているから、非常にそういうお金の出し入れ問題では頭がよく働きます。で、私は前村長に、町の施設のほとんどを案内していただきました。そして、なんでこういう、まあ山村ですね。要するに山村です。まあ狭い道路もあります。そして面積が水巻の数倍あります。下水道はまだなかったみたい。水道の職員がたった 1 人しかいないんですね。それが今年も続いているかどうか、8 月に長野県の下條村の役場に電話しました。現在も 1 人だそうです。そういう、ほとんど、まあ土木もそうですけど、水道もそうですけど、役場の職員が設計やそういうあれを業者に委託するわけですね。だから、役場の司令部がおれば、実際的な仕事はほとんど民間の業者がやってくれているんで

す。そういう点ですね、水巻は流域の面積の割には職員が多すぎると思います。以上をもってこの平成30年度水巻町公共下水道事業会計決算には、反対といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第4号 平成30年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決しました。

**日程第6 議案第22号**

**議 長（白石雄二）**

日程第6、議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第7 議案第23号**

議長（白石雄二）

日程第7、議案第23号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第23号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第8 議案第24号**

議長（白石雄二）

日程第8、議案第24号 二町営住宅外部改善（3号棟）工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私はこれ提案されてから、二町営住宅を見学に行ってきました。

そして、塗り替える必要があるだろうかという私の考えでした。

私は一昨年、岩手県西和賀町に行ってきました。旧沢内村の役場です。これは1960年、昭和35年に日本で初めて65歳以上の医療を無料化したすばらしい村長です。そしてこの現在の西和賀町の沢内庁舎ですね。行ってびっくりしたんです。役場と農協の入り口が一緒なんですよ。中に入っていったら左が役場で右が農協です。まあ、当時の村長、深沢晟雄さんのアイデアだと思うんです。私思ったんです。普通の役所やったら50年ぐらい経ったら、建物造りかえるんですね。私は当時のまんまやないかと思ったんです。造りもですね。そしてさらに驚いたのは、その近くに旧村立病院があったんです。そしてその前に看護宿舎があったんです。そして私は病院の事務局長に案内してもらったんですけど、びっくりしたのは、そこの村立病院に赴任した初代理事は、看護婦寮の設計をしたと言われて、さらに驚いたんですよ。そのようにやっぱりですね、そういう村の金の無駄遣いを押さえ、さらにびっくりしたのが、農村婦人が集まる場所、それ見てまたびっくりしたんです。そしてさらにびっくりしたのは、合併したのだから、学校の送り迎えのバスですね。大型バスです。誰が運転されるんですかと聞いたら、役場の職員や、そういう、ほかにも何人か雇っていると思いますけれど、そういうですね、あまりにもバスの立派さにも驚いたんですよ。そして、面積がなんと遠賀郡4町合わせてもまだ広いんです。びっくりしたんです。そして人口が4千人もいないと思います。そして町が管理する温泉施設が8か所あるんです。運営費が、私が行った年は8千万でした。平成30年は風呂の工事したから、電話したら1億3千万かかったと、修理したから。水巻町は、図書館だけでも年間1億3千万使っています。そういう町の行政の運営の仕方には安く住民サービスできるんです。そういう点をもってですね、やっぱりこの二の町営住宅のあれには、私はまだもてるんじゃないかと思っています。

私は水巻に移住して47年になります、今年で、30歳で来ましたから。そしたらその間に鯉口の公民館、2回も補修したんですよ。私の家は1回も補修していません。雨漏りしません。そのように民間と官は違うんです。そういう点を十分心がけて、町のお金使っていただきたいと思います。以上をもって、この2つの案件には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第24号 二町営住宅外部改善（3号棟）工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 9 議案第 25 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 9、議案第 25 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 25 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 10 議案第 26 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 10、議案第 26 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 26 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 11 意見書第 8 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 11、意見書第 8 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。はい、久保田議員。

**13 番（久保田賢治）**

13 番、久保田です。意見書第 8 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長に対し、別紙のとおり提出するものであります。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。



－ 意見なし －

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第8号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第8号は原案のとおり可決いたしました。

## **日程第12 意見書第9号**

議長(白石雄二)

日程第12、意見書第9号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

5番(岡田選子)

5番、岡田選子です。意見書第9号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書につきまして、提案説明させていただきます。

みなさん、すでにご存じのように、特に議員の中で農業をされている方もいらっしゃいますので、この種子法の廃止についての不安をお持ちだろうと思っております。種子法というのは食糧管理法とともに終戦直後の食糧難の時代から、日本の食を土台で支えてきた法律です。

都道府県の責任で米、麦類、大豆の種子の開発、生産、普及を行なうという、公的種子事業を規定しておりまして、その財政も裏付けてまいりました。

ところがこの種子法の廃止が2016年10月突如提起をされました。言い出したのは、未来投資会議と規制改革推進会議との合同の会合であります。地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している。主要農作物種子法は廃止するという、こういう理由だったそうでございます。これを閣議が受け止めまして、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある。このように閣議決定がされました。状況の変化の中身は何も説明もされていないということで、4月には参議院で可決し、成立し、審議は衆参合わせてたった12時間。合同の会合からたった5か月余りというスピードの決着がついたということです。

それで、世界の種子市場では、巨大種子企業はたった4社が、全体の6割を握っております。遺伝子組み換え企業も含まれておりますし、ゲノム編集という、形を変えた遺伝子の操作も始まっております。種子企業が世界の農民から、自分で採取するという権利を奪う法律を各国に押し付けつつあるという状況だそうです。農民が自分の作物から種子を採る権利をなくしてしまえば、種子を企業から毎年購入しなければ農業がやっていけなくなります。種子企業の利益を最大化するという流れの中で、この公的種子事業を支えてきた日本の種子法が邪魔になったという経過がございます。

今、この種子法の廃止に伴いまして、全国で、県レベルで種子法を制定しようという、条例

制定をしようという動きが出てきております。今現在、春までですね、条例を制定した自治体は、北海道、岐阜、福井、宮崎の4道県を加えまして、それに新潟、兵庫、埼玉、山形、富山。ここと合計9に増えております。そして今、長野、岩手、栃木、宮城、鳥取、滋賀、福岡でも、この7県で制定の準備が進んでいるということでございます。愛知、千葉、高知、神奈川、静岡、秋田、島根、鹿児島、徳島、愛媛、香川、大阪などの府県でも制定のための農民のみなさんの運動が広がっているということです。

これは私どもの食を脅かす大変な種子法の廃止でございますので。水巻町で農家をされていらっしゃる方もおられます。ぜひ私たちの食の安全を守るためにも、この意見書を県へと出していただいて、国の廃止に代わる福岡県独自の条例制定をしていただくために、意見書をわが水巻町議会として提出したいと思っておりますので皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

提出者は私、岡田選子。賛成者は中山恵議員でございます。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

### — 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

去年の暮れですね、生協に関係ある方から、古賀さんなんとか意見書を出してくれということで、私に相談がありました。で、私は今年の3月議会で意見書を出したんですけど、日たちの間違いで、それ取り下げたわけです。そういう経過があります。

で、私は家庭菜園をやっていますけど、やっぱり、種というのはつくづく大切だと思うんです。なぜかと言えば、遺伝子壊した種、F1ですね。F1の種をまいて芽が出て、花が咲きます。しかし、交配しても実はずきません。二代目はですね。そういうことがわかりました。私はかぼちゃもよく作りますけど、ほとんどかぼちゃの種を買ったことありません。それは冬場、ニュージーランドからいっぱい日本の市場にかぼちゃが入ってきます。その種を畑のあっちこっちばら撒いとくんです。そしたら、てんとばえで見事なかぼちゃができます。そしてまた、熊本でできている高級メロンですね。あれはなかなか種売ってないから、その種を畑に撒いてある程度成長するんです。交配します。しかし、実はずきません。おそらくF1の種だと思うんです。

で、いかにですね、やっぱり農業にとって種は大切か、つくづく身に沁みてわかります。特に牛の餌や豚の餌ですね。ほとんどアメリカからとうもろこし入ってきています。そしてですね、その影響を受けて、九州のとうもろこし作っている農家が大打撃を受けたんです。作ろう

と思ってもなかなか種がもうないんですね。そういう点、私は見て来ているから、やっぱり日本の農業を守るためにも、この種子法の国がまた復活させる必要があると思うんです。

去年、福岡県で種を守る集会が開かれて、行ったんです。その中に、大牟田の市議会議長も参加されて意見も述べられていたんです。それ読んで私は感銘しました。この方は自民党員だそうです。やっぱりそういういろんな面で、目配り気配りするのが政治家と思うんです。私は非常に嬉しかったです。

そういう点でやっぱり日本の政府も、もう一度、種をですね、種子法案を国会で復活させる必要があると思います。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第9号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第9号は否決いたしました。

#### **日程第13 意見書第10号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

#### 6番（中山 恵）

6番、中山恵です。私は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、提案説明させていただきます。

案文は皆様のお手元にあるとおりでございます。

また、すでに補聴器支給制度は現物支給で、聴力検査が必要と認められると、その場で負担なしで支給されている区もございます。

よりよいコミュニケーションと積極的な社会参加の目的にもなりますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

提出者、私、中山。賛成者、岡田議員です。どうか皆様、よろしくをお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。はい、古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

私は賛成はしますが、加齢者難聴者全員に支給することは、一部反対します。何でもかんでもそういう公的機関に補助金を求めるということは、なかなかそういう自治体も大変だと思うんです。だから、ある程度ですね、所得によって支給するとか、そういう制限を考えるべきだと思います。まあ一応賛成いたしますけど。以上です。

**議 長（白石雄二）**

賛成ですか。賛成。

[ 「賛成です。」と発言する者あり。 ]

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第 10 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 10 号は否決いたしました。

**日程第 14 決議第 1 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 14、決議第 1 号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてを、議題といたします。船津委員に提案理由の説明を求めます。

**総務財政委員長（船津 宰）**

決議第 1 号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について。このことについて、天皇陛下御即位に際し、別紙のとおり決議することを求めるものでございます。

提出賛成者は、津田議員、住吉議員、松野議員、久保田議員でございます。

内容はお手元に配付しておりますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

船津委員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行ないます。質疑はありま

せんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

天皇陛下御即位奉祝賀詞決議につきまして、日本共産党を代表して賛成討論を行ないます。

提案された賀詞は、陳情書に添付されていた福岡県議会の賀詞と同様であり、憲法の原則と、国民主権、政教分離を逸脱しないものであると判断いたしましたので、賛成をいたします。

わが党は、現行憲法の全条項を守ることを党の綱領で明らかにしております。その立場から、天皇の制度は、憲法第1章にあるとおり、憲法上の制度であり、即位等の際には、儀礼的な敬意をもって対応することとしております。

同時に、憲法の国民主権の原則に照らして、天皇及び天皇の制度を過度に賛美したり、国民に賛美を強制することには反対です。そこで、陳情書の趣旨に書かれてあります、「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」は、日本国憲法に照らせば重大な問題があります。なぜなら、これらの儀式は明治憲法の絶対主義的天皇制のもとで公布された、旧皇室典範と、天皇主権と国家神道に基づいて、皇位継承、改元、即位礼、大嘗祭などの儀式のあり方を定めた登極令を踏襲したものであるからです。明治期に作られたものであり、現行憲法のもとでは廃止・失効しております。これらの儀式は国民主権と政教分離という憲法の原則に反しております。このような明治期に作られた儀式を、今回の代替わりに際して繰り返すべきではなく、わが党は現行憲法の精神に即して、全体として見直すべきだと政府に申し入れを行なっております。

また、陳情の趣旨には入っておりませんが、10月の即位の礼、11月の大嘗祭も、国民主権の原則と政教分離の原則に反するものです。天皇の代替わりに伴う儀式は、憲法に基づく国民主権と政教分離の原則に適った新しいやり方を作り出すべきで、根本的な見直しが必要だと考えております。

このようなわが党の見解を述べまして、賛成討論といたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。決議第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成多数と認めます。よって決議第1号は原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 15 委員会報告について**

議 長（白石雄二）

日程第 15、委員会報告について。去る 6 月臨時会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告いたします。8 月 2 日、文厚産建委員会を開催し、幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行幼稚園の副食費に対する助成についての行政報告を受けました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保田賢治）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

## **日程第 16 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 16、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

## **日程第 17 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和元年第4回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会